

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

規 則	○ 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	……………	高 校 教 育 課	1 頁
告 示	○ 三重県指定有形文化財の指定	……………	社会教育・文化財保護課	1 頁
	○ 三重県指定無形民俗文化財の指定	……………	社会教育・文化財保護課	2 頁
	○ 三重県指定天然記念物の指定	……………	社会教育・文化財保護課	2 頁
訓 令	○ 県立高等学校の寄宿舎舎監業務嘱託取扱要綱を廃止する訓令	……………	教 職 員 課	2 頁
公 告	○ 三重県立学校における学校運営協議会の設置	……………	高 校 教 育 課	3 頁
	○ 公立学校の廃止届の受理	……………	学 校 施 設 課	3 頁
	○ 公立学校の設置届の受理	……………	学 校 施 設 課	3 頁
人事異動	○ 三重県社会教育委員の任免について	……………	社会教育・文化財保護課	3 頁
	○ 三重県文化財保護審議会委員の任免について	……………	社会教育・文化財保護課	4 頁

規 則

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十五年三月二十七日

三重県教育委員会委員長 岩 崎 恭 典

三重県教育委員会規則第二号

三重県立学校の管理運営に関する規則（平成十三年三重県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表一三重県立朝明高等学校の項中「普通科」の下に「ふくし科」を加え、三重県立四日市商業高等学校の項中「情報処理科」を「情報マネジメント科」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 三重県立四日市商業高等学校全日制課程情報処理科は、改正後の別表一の規定にかかわらず、この規則の施行の日の前日に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

告 示

三重県教育委員会告示第6号

三重県文化財保護条例（昭和32年三重県条例第72条）第5条第1項の規定により、次のとおり三重県指定有形文化財に指定しました。

平成25年3月25日

三重県教育委員会

種別	名 称	員数	所 在 地	所 有 者
建造物	阿弥陀寺の五輪塔	1 基	伊賀市川東157	宗教法人 阿弥陀寺
彫刻	木造十一面観音菩薩立像	1 躯	伊賀市島ヶ原1349	宗教法人 観菩提寺
彫刻	木造観音菩薩立像 附 頭上面	1 躯 附 7 面	津市一身田中野	一身田中野区自治会
古文書	波多野文書	9 通	亀山市若山町 7 30	波多野貞雄
書跡	大淀三千風遺墨並びに関係資料 附一柳亭贈手文庫	72点 附 1 点	松阪市殿町1536 7	松阪市

三重県教育委員会告示第7号

三重県文化財保護条例（昭和32年三重県条例第72条）第27条第1項の規定により、次のとおり三重県指定無形民俗文化財に指定しました。

平成25年3月25日

三 重 県 教 育 委 員 会

種 別	名 称	員数	所 在 地	保持団体
無形民俗文化財	東日野・西日野の大念仏		四日市市東日野町・西日野町	東日野町大念仏保存会・西日野町大念仏保存会

三重県教育委員会告示第8号

三重県文化財保護条例（昭和32年三重県条例第72条）第35条第1項の規定により、次のとおり三重県指定天然記念物に指定しました。

平成25年3月25日

三 重 県 教 育 委 員 会

種 別	名 称	員数	所在地	所有者
天然記念物	嘉例川ヒメタイコウチ 生息地		桑名市大字嘉例川字北谷1470	桑名市
天然記念物	逆柳の甌穴	2 基	伊賀市高尾字逆柳1066番地先 普通河川 床並川	伊賀市

訓 令

教委訓第2号

各県立高等学校

県立高等学校の寄宿舎舎監業務嘱託取扱要綱を廃止する訓令を次のように定めます。

平成25年3月27日

三重県教育委員会教育長 真 伏 秀 樹

県立高等学校の寄宿舎舎監業務嘱託取扱要綱を廃止する訓令

県立高等学校の寄宿舎舎監業務嘱託取扱要綱（昭和48年教委訓第1号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

公 告

三重県立学校における学校運営協議会の設置に関する規則第3条第1項の規定により、次のとおり学校運営協議会を設置する学校を指定します。

平成25年3月27日

三重県教育委員会

1 指定学校名

所在地 津市白山町南家城678

名 称 三重県立白山高等学校

2 指定年月日

平成25年4月1日

3 指定の期間

平成25年4月1日から平成27年3月31日まで

三重県教育委員会公告

公立学校の廃止届を次のとおり受理しました。

平成25年 月 日

三重県教育委員会

名 称	廃止しようとする日	廃 止 の 理 由
四日市市立東橋北小学校	平成25年3月31日	東橋北小学校及び西橋北小学校の2校を統合し、橋北小学校を設置するため。
四日市市立西橋北小学校		

公立学校の設置届を次のとおり受理しました。

平成25年 月 日

三重県教育委員会

名 称	位 置	設置しようとする日	設 置 の 理 由
四日市市立橋北小学校	四日市市川原町25番22号	平成25年4月1日	東橋北小学校及び西橋北小学校の2校を統合し、橋北小学校を設置するため。

人 事 異 動

三重県社会教育委員設置に関する条例（昭和24年三重県条例第37号）第3条の規定により、次のとおり三重県社会教育委員を任免しました。

平成25年3月25日

三重県教育委員会

退 任

- (1) 氏 名 出口 寿久
(2) 退任年月日 平成25年3月31日

三重県文化財保護審議会条例（昭和51年条例第7号）第3条の規定により、次のとおり三重県文化財保護審議会委員を任免しました。

平成25年3月25日

三 重 県 教 育 委 員 会

退 任

- (1) 氏 名 名越 誠
(2) 退任年月日 平成25年3月31日

発 行
津 市 広 明 町 1 3 番 地
三 重 県 教 育 委 員 会

印 刷
有 限 会 社 第 一 プ リ ン ト 社